

県立公園条例第4条第1項に規定する行為をする場合

行為の種類		単位	金額
物品販売	公園又は公園施設を移動して販売する場合	販売員1人につき1日	740円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	740円
物品頒布	公園又は公園施設を移動して頒布する場合	1人につき1日	740円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	740円
募金その他これに類する行為	公園又は公園施設を移動して行う場合	1人につき1日	740円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	740円
業としての写真撮影等		1日につき	650円
業として写真等撮影会、又は映画会 業としての映画の撮影等		1日につき	12,900円
興業その他これに類する行為	ウォーキング教室、マラソン大会 その他これに類する行為をする場合	1日につき	4時間を超える場合 2,440円
			4時間を超えない場合 1,220円
展覧会、博覧会、集会その他これらに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く）		1㎡につき1日	10円
競技会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円
音楽会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円

注1 表示面積又は占有面積に1㎡未満の端数があるときは、その端数を1㎡として計算するものとする。

注2 興行その他これに類する行為のうちウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為をする場合の金額は、参加者30人までの場合の金額とし、参加者が30人を超えるときは、その超える人数一人ごとに80円を加算するものとする。

ただし、参加者が300人以上の場合は、300人を上限として計算するものとする。